

令和元年7月12日

適格消費者団体
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
理事長 池本 誠司 様

株式会社サンユウ群馬
代表取締役社長 吉田 智史
〒372-0823 群馬県伊勢崎市今井町279-10
TEL0270-75-2553/FAX 0270-75-2543

株式会社サンユウ
代表取締役社長 山口 満
〒114-0023 東京都北区滝野川7丁目18番1号
APTOビル2階
TEL03-3916-9511/FAX03-3916-9408

「申入書」へのご回答

拝復 貴会ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
貴会より株式会社サンユウ群馬宛に頂戴いたしました2019年5月8日付「申入書」につきまして、下記の通りご回答申し上げます。なお、株式会社サンユウ群馬は株式会社サンユウの関連会社であり、株式会社サンユウにて作成している請負契約書を使用していますことから、両社の連名にて回答させていただきます。

敬具

記

1 本件契約条項第6条（不可抗力による損害）について

当該条文につきまして、当社の現実的な運用と照らし合わせて慎重に検討させて頂いた結果、お客様への引き渡しをするまでに発生した不可抗力事故による損害をお客様へ請求することは考えにくく、実態の運用に合わせた条文にすることがお客様の理解も得られやすいという結論に至りましたので、次の通り、条文の変更を行うこととしました。契約書面の改定につきましては速やかに進めさせていただきます。

【改定内容】

【現行条文】	【改定条文】
第6条（不可抗力による損害） 天災その他の事由において、甲乙いずれにもその責めを帰することができない場合によって工事の出来高部分または工事現場に搬入した検査済みの工事材料について損害を生じたときは、乙は事実発生後遅滞なくその状況を甲に通知し	第6条（不可抗力による損害） 天災その他の事由において、甲乙いずれにもその責めを帰することができない場合によって工事の出来高部分または工事現場に搬入した検査済みの工事材料について損害を生じたときは、乙は事実発生後遅滞なくその状況を甲に通知し

<p>なければならない。その損害については、乙が善良な管理者の注意をしたと認められた時に限り、その損害額が請負代金額の10分の1を超えたものについて、その超過額を甲が負担する。損害は甲乙協議して定めるものとし、火災保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を控除したものを損害額とする。</p>	<p>なければならない。その損害が乙から甲に引き渡されるまでに発生したものである場合には、乙が負担する。</p>
---	--

当社は、これからも消費者の皆様安心してお取引いただけるよう努めていく所存ですので、今後ともご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

以上